

2005年6月13日

No.43

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 谷岸 孝士

富山市下新町 4-27

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

2003年度決算を議了 36項目の措置要求を議決

又市幹事長が参議院決算委員として昨年11月以来審議してきた2003年度決算は、14回の審議をへて6月7日議了し、参議院は**36項目の措置要求決議と12本の警告決議を政府に送った**。なお社民・民主・共産の3党は決算本体には反対した。

毎回の質疑で又市幹事長は、総理や政府各省大臣らに、広く政府の予算執行の各方面にわたって質した他、**決議採択に際しては各党と精力的に折衝し、全会一致で決める難しい作業を成し遂げた**。

又市幹事長は「政府各省は決議を重く受け止め、夏からの**来年度予算編成に反映する責任を負う**ので、画期的なとです。特に、**205兆円にのぼる特別会計の囲い込みと官僚天下り、過大なITシステム契約、草の根対外経済協力、核燃料サイクル費用試算の隠蔽、橋梁談合、JR西日本の列車脱線事故...は私が質問・主張し、決議にも盛り込んだ**。一昨年までは『警告するのは当該省庁が謝罪をし、承諾した事項のみ』と制限されていたのだから、大きな前進です。」と述べた。



なぜ「郵政民営化」に反対するか

小泉・竹中ラインが固執する「郵政民営化」法案が衆院で審議中だが、又市幹事長は次のように述べて法案への反対を明らかにした。先に野党が指摘した、**33条問題<下記理由1>、政省令待ちが二百数十項目であるという国会軽視、自民と政府が合意した重要修正が法文化されていないなど、依然欠陥提案**のまま。おまけに参院自民党が「まず衆院で修正しろ」と申し入れたり、自民党有志が「公社存続法案」を出すなど、衆院審議を会期内(17日まで)に終える状況でない。審議未了・廃案にすべきだ。

<以下連載で、郵政民営化の矛盾を紹介します>

反対理由1. 「民営化」法案は現行法に違反する欠陥提案

郵政公社は、1998年の中央省庁等改革基本法に基づいている。同法は、**郵政公社設立後、「民営化等の見直しは行わない」**(33条1項6号)と定め、郵政公社の維持を政府に義務付けたが、まだ2年しか経っていない。民営化法案を出すなら、まずこの条項を廃止する法案が先であり、政府自ら違法行為をしている。

反対理由2. 誰のための民営化? 政府の説明は矛盾だらけ

「今のままでは民業を圧迫する」というのが当初の説明だったが、最近では**「公社のままで経営がジリ貧に向かう」**と言っており、説明に一貫性がない。「民営化で年間3300億円から9300億円もの利益」と説明しているが、仮に**巨額の利益が生まれるとしたら、それこそ「民業圧迫」であり、「郵便局をコンビニに」は、地域商店街を壊すと宣言したに等しい**。だが、赤字の過疎地域で郵便・郵貯・簡保を義務づければ利益が出る筈がなく、撤退は必至。公社の公的サービスだからこそ存続が可能だ。

(次号につづく)